

# 公会計財務諸表情報を用いた「国と地方との対等性」の定量的検証 — 地方公共団体における基礎的財政条件と国の関与との関連性の導出 —

原 口 健太郎

## 1. はじめに

わが国における今日の行政運営は、国と地方が対等・協力的なものであるという前提条件に基づいている（「国と地方との対等性」）。行政課題が複雑化し、地方が自らの意思決定に基づいて政策立案や問題解決に取り組まなければならない状況において、対等性は地方分権の推進の礎となる大変重要な概念である。しかしながら、本節で後に詳述するとおり、対等性の検証が現時点で十分になされているとは言えず、特に定量的な議論が不足しており、国と地方が真に対等となっているか否か、その結論は今なお得られていない。もしも対等性が十分に確立されていないとしたら、どのような場合に対等性が確立されないのか、その条件の考察が必要となることに加え、1999年から2019年に至るまで9回にわたって実施されてきた地方分権改革が現時点で不十分であり、さらなる対等性確立のための政策立案が必要となることが示唆される。対等性の検証は、公共政策学的に重要なテーマであるのはもちろん、地方自治や政策立案等の実務分野においても重要なテーマなのである。本稿の目的は、地方公会計の情報を活用して対等性を定量的に分析し、国と地方とが真に対等と言えるかどうか検証することで、学術的・実務的に新たな知見を生み出すことである。

最初に地方分権改革の経緯を確認する。一般に、1999年に成立した第1次地方分権一括法<sup>(1)</sup>（以降、単に「一括法」と表記する）に基づき、国と地方との関係性は従来の上下関係的なものから対等・協力的なもの

(1) 一連の地方分権改革の流れを包括的に整理したものとしては西尾（2007）を参照。

のに変容したとされる（鈴木 1999, 827頁）。この変容の主な根拠は、都道府県や市町村を国の機関として位置付けて国の事務を処理させる制度であった機関委任事務（旧地方自治法第148, 150条）が廃止されたことに加えて、地方自治法に関与の定義と限定が明文化されたことにある。

明文化の具体的な内容は次のとおりである。第1に、地方自治法（第245条）は、「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」を「普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（中略）が行う次に掲げる行為」とし、行為の具体的な項目として「助言又は勧告」「資料の提出の要求」等として限定列举している。第2に、地方自治法（第245条の3）は「国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとする」ことを定めている。本稿では、国の地方に対する関与が上述のとおり法律により限定されていることを、単に「関与の限定」と表記する。これらの関与の限定に係る規定は、先述の一括法による地方自治法改正に伴い新しく定められたものである。

この「関与の限定」の効果について丸茂（2009, 15頁）は、地方分権改革により、国の地方公共団体への行政的な関与は大幅に限定されたと指摘している。同様の認識が行政資料においても示されており、例えば内閣府（2015）は、一括法の施行により「地方分権型行政システム（住民主導の個性的で総合的な行政システム）が構築」されたことを指摘している。

一方で、上記の法律や先行研究等で論じられている「関与」は、国の地方に対する「関与」を必ずしも包括したものではなく、いわゆる「狭義の関与」であることには注意が必要である。国の地方に対する関与は地方自治法に基づく「助言又は勧告」「資料の提出の要求」等のみではない。例えば、国が地方に対して交付する補助金等の交付決定や補助金執行に係る監督等も広い意味での関与の一部である。小泉（2011a, 43頁）は、一括法の施行以降、地方自治法の定めによる関与が「狭義の関与」、それ以外の自治体の統制を含めた広い意味での関与が「広義の関与」と呼ばれるよう

になった、と指摘していることから、本稿でも「狭義の関与」と「広義の関与」について上記の定義を採用する。

前述のとおり、一括法の施行以降、狭義の関与の定義とその限定の明文化に基づき、国と地方は対等・協力関係にあるとされてきた。しかしながら、国と地方とが真の意味で対等になったのか、この点を明らかにするためには、上記のような狭義の関与の法律的・制度的な議論によるのみでは3つの点において十分ではない。第1に、広義の関与についての検証がなされていない。小泉（2011b, 45頁）は、一括法等で示された地方分権のあるべき姿と現実の姿の間には大きなギャップが存在しており、現実には中央集権的な仕組みが維持されている状況にあると指摘した。村上ほか（2017）は、北海道地区の179地方公共団体に対して地方創生交付金の執行をテーマにアンケート調査を行い、過半数の地方公共団体の担当者から、国の地方に対するコントロールが概して強化されつつあるという回答を得た。実務上も、地方自治法を根拠条例として国が地方公共団体の意思決定に関与する事例はむしろ少なく、国の地方に対する影響（コントロール）という観点から捉えると、狭義の関与よりも、広義の関与の分析がより重要なのである。（本稿では、以降、単に「関与」と表記した場合、広義の関与のことを指すこととする。）第2に、地方公共団体間の差異の議論がなされていない。国と地方との対等性とは、すなわち、全ての地方公共団体が国と対等関係にあることと同義であるから、各地方公共団体はそれぞれに対して対等という前提条件に基づいている。したがって、ある地方公共団体に対しては国の関与が大きく、ある地方公共団体に対しては小さいという事態がもし発生していれば、当該前提条件が覆されることとなり、国と地方との対等性の議論に重要な影響を及ぼすのである。第3に、法律的・制度的な議論のみではなく、関与の定量的な測定・分析が必要であるが、未だそのような分析は行われていない。

わが国における行政の仕組みにおいて、国と地方との対等性が前提条件とされているにも関わらず、このように対等性の検証が不十分であることは大きな問題である。本稿では、この問題意識の下、国の地方に対する関

与を定量化し統計的分析を加えることで、対等性の議論に新たな知見をもたらすことを試みる。

## 2. 手法

### 2-1. 公会計財務諸表における純資産情報

広義の関与の定量化にあたり、本稿では、地方公共団体における公会計に注目する。従来、単式簿記・現金主義で運営されてきた地方公共団体の財務会計の仕組みに複式簿記・発生主義の考え方を取り入れて、企業会計に近い形式の財務諸表を作成しようとする「新公会計」導入の取り組みは、総務省等の主導により推進されてきた<sup>(2)</sup>。本稿では、地方公共団体において複式簿記・発生主義を取り入れて作成する財務諸表のことを「公会計財務諸表」と表記する。なお、日本で最も広く活用されてきた公会計モデルである「総務省改訂モデル」においては、取引ごとの仕訳を切ことは求められておらず、当該モデルで作成された財務諸表を「複式簿記に基づく財務諸表」と区分するのは厳密性を欠く可能性があるが、作成された財務諸表は取引情報の総計を貸方・借方に区分して貸借対照表等として表示するものであり、仕訳の積み上げにより作成された財務諸表と同様の形式であることから、本稿では総務省改訂モデルに基づく財務諸表も「公会計財務諸表」と表記する。

総務省は、公会計財務諸表のさらなる活用を促すため、2015年（平成27年）1月に地方公共団体に対して通知<sup>(3)</sup>を発出し、2017年度（平成29年度）の決算までに公会計財務諸表の統一的整備を図るよう要請した。総務省（2015b）によれば、将来的には、公会計財務諸表を地方議会での議論で用いることや、地方債の発行の際に添付資料として活用することなどが想定されている。公会計財務諸表の統一的な導入がなされたことで、地方公共団体における会計基準は大きな転機を迎えたのである。

公会計財務諸表の純資産項目は企業会計の純資産項目と大きく異なり、

(2) これまでの経緯は総務省（2014）、日本公認会計士協会（2013）等に詳しい。

(3) 総務省（2015a）。

中でも特徴的な項目として総務省改訂モデルの「公共施設整備国庫補助金等」がある。当該項目は、地方公共団体が国庫補助金等を財源として道路や港湾等の公共施設（本稿では一般にインフラストラクチャーと表記する）を取得した際に計上される<sup>(4)</sup>。企業会計において、特定の出資者の出資を切り出して純資産項目を設けることは稀である。海外の事例を見ても、例えば米国の政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board: GASB）（1999）が定めた米国の地方公共団体向けの公会計基準において類似の項目は存在しない。公共施設整備国庫補助金等は、わが国の公会計財務諸表特有の項目なのである。

## 2-2. 国庫補助金等を財源とした場合に課される「制約」

本稿では、この「公共施設整備国庫補助金等」を広義の関与の定量評価に活用する。まず、当該項目により、なぜ広義の関与の定量評価が可能となるかを述べる。

国庫補助金等を財源としてインフラストラクチャーを取得した場合、地方公共団体には、その他の場合には課されない2つの制約が課される。

第1に法制的制約である。国庫補助金等を財源としたインフラストラクチャーの取得・維持管理にあたっては、例外なく、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用される。同様に、地方公共団体に対して「会計検査院法」に基づく会計検査院の検査権限が及ぶようになることも法制的制約の1つである。さらに、一般に、国庫補助金等が支出される背景には、当該支出の根拠となる個別の法令が制定されており、地方公共団体は、国庫補助金等を財源として取得したインフラストラクチャーについて、それらの個別の法令の制約を受ける。例えば、近年脚光を浴びている地方創生交付金のうち、インフラストラクチャーの取得に活用可能な「地方創生拠点整備交付金」は、地域再生法等の複数の関連法令に基づい

(4) 市町村が都道府県から（国費ではなく）都道府県の単独財源を原資とする補助金等を受領し、インフラストラクチャーを取得した場合も当該項目に計上される。ただし、一般に、都道府県の単独財源による事業費は国庫補助金等に比べて少額であるため、本稿では議論しない。

ており、地方創生拠点整備交付金を活用してインフラストラクチャーを取得した地方公共団体は、地方再生法等と、当該法令に基づき義務付けられる所管省庁の監督による制約を受けることになる。

第2に政策的制約である。国庫補助金等を採択・交付決定する権限は、当該国庫補助金等の所管省庁にある。例えば、上記の地方創生交付金の所管省庁は内閣府である。したがって、当然に、地方公共団体は、所管省庁の政策目的に沿うインフラストラクチャーを取得する場合にしか国庫補助金等を充当できない。ここで、地方公共団体は、取得のみでなく、その維持・管理や更新にあたっては所管省庁の政策決定の影響を強く受けることにも注意しなければならない。上記の例では、地方再生拠点整備交付金を用いて取得した施設は、事業ごとに成果指標（Key Performance Indicator: KPI）を設定し、内閣府の認定を得たうえで、数年間フォローアップを行って内閣府に結果を報告する必要がある、内閣府の許可がなければ施設の目的変更・改築等は不可能である。

上記2つの制約から、国庫補助金等を財源としてインフラストラクチャーを取得した場合、地方公共団体は、その運営にあたり、一般財源等を財源とした場合よりも、国の意思決定の影響（関与）を強く受けることがわかる。公会計財務諸表における「公共施設整備国庫補助金等」は、前述のとおり、インフラストラクチャーの取得にあたって国庫補助金等を充当した純資産であるから、純資産のうち、国の関与が強く及ぶ範囲のことと同義である。つまり、当該項目は、国の関与が及ぶ範囲の測定可能性を有するのである。

### 3. 仮説設定

上述のとおり、国と地方の対等性の（法的・制度的）議論に基づけば、国の関与は、全ての地方公共団体において一律となる。しかしながら、実際には各地方公共団体でその度合いは異なる可能性がある。

具体的には、財務健全性との関連性に注目する。地方固有の財源である一般財源を十分に調達できない地方公共団体ほど、インフラストラク

チャー等の取得を国庫補助金等に頼ろうとするインセンティブが働くであろう。国の制度を見ても、財務健全性が低い地方公共団体に多く所在する僻地や地理的に不利な条件の地区に優先的に配分される補助金・交付金は多く存在する。つまり、財務健全性が低い地方公共団体ほど、行政運営に際して補助金や交付金に頼る機会が多くなり、国の関与が多く発生することが予想されるのである。一方で、国と地方との対等性が完全に成立していれば、国の関与は財務健全性に左右されないという仮説が構築される。上記議論に基づき、本稿で検証する仮説は次のとおりである。

H1：財務健全性が低い地方公共団体ほど、国の関与の範囲は大きい。

H2：国の関与の範囲は財務健全性と関連性を有しない。

以降では、上記仮説検証のための分析手法を検討し、結果の考察を行う。

#### 4. 分析手法

仮説検証のためには、財務健全性と国の関与の範囲の定量化が必要である。

財務健全性の定量化には、わが国の代表的な財務健全性測定指標であり、総務省が「地方公共団体の主要財政指標一覧」として毎年公表している「財政力指数」，「経常収支比率」，「実質公債費比率」，「将来負担比率」と、原口（2017）で定義した公会計財務諸表に基づく財務健全性測定指標「修正後正味資産比率」を採用する。なお、「地方公共団体の主要財政指標一覧」にはラスパイレス指数も含まれるが、当該指数は地方公共団体と国との給与水準の比較等のために用いられる指数で、財務健全性と直接の関連性が薄いため、本稿では分析対象としない。

次に、国の関与の度合いの定量化のために、新規に「国庫等財源資産率」を下記のとおり定義する。

$$\text{国庫等財源資産率} = \text{公共施設整備国庫補助金等} / \text{資産合計}$$

国庫等財源資産率は、地方公共団体が有する資産合計のうち、国庫補助

金等を財源とした資産の割合である。当該比率が高いほど、国は、多くの範囲の行政運営について強く関与することができる。以降の章では、財務健全性指標と国庫等財源資産率との相関を分析することにより、財務健全性と国の関与の範囲との関連性を調査する。

## 5. データ

都道府県及び政令市のうち、ホームページで平成24年度末時点の公会計財務諸表が公開されており、かつ、総務省改訂モデルにて作成され、普通会計の貸借対照表に「公共施設整備国庫補助金等」の項目が表示されている45地方公共団体<sup>(5)</sup>の貸借対照表（連結）について分析を行った。相関分析の対象とする既存指標の値には、総務省がホームページで「地方公共団体の主要財政指標一覧」として公表している平成24年度末の値を用いた。さらに、原口（2017）で定義した修正後正味資産比率<sup>(6)</sup>を算出するための臨時財政対策債の値には、総務省が毎年度作成・公開している「決算状況調」に記載されている平成24年度末残高を用いた。

ここで、対象とするデータを都道府県及び政令市に限定したのは、広域行政を所管する地方公共団体に焦点を絞ることでデータの比較可能性を向上させるためである。対象年度を平成24年度分としたのは、データを収集する時点で当該年度の公会計財務諸表が最も多く公表されており、多くのデータを収集することができたためである。

公会計財務諸表は都道府県・政令市以外の都市でも作成されており、平成24年度以外の年度の公会計財務諸表も公開されているため、本稿の分析

---

(5) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市。財務諸表は各地方公共団体のホームページにて参照。総務省改訂モデルを使用しているものの「試案」としての公表である福島県はサンプルに含めない。

(6) 修正後正味資産比率＝（純資産－インフラ充当分純資産＋臨時財政対策債）／資産合計。詳細な議論は原口（2017）を参照。



対象は利用可能なデータを全て網羅したものではない。しかしながら、本稿は、国の関与の定量評価に係る分析手法の開発とそのパイロットテストを主目的としていることから、国庫等財源資産率の測定から知見を得るための研究の第一歩として都道府県・政令市の平成24年度のデータを分析対象とする。それ以外のデータを用いた発展的な分析は将来の課題としたい。

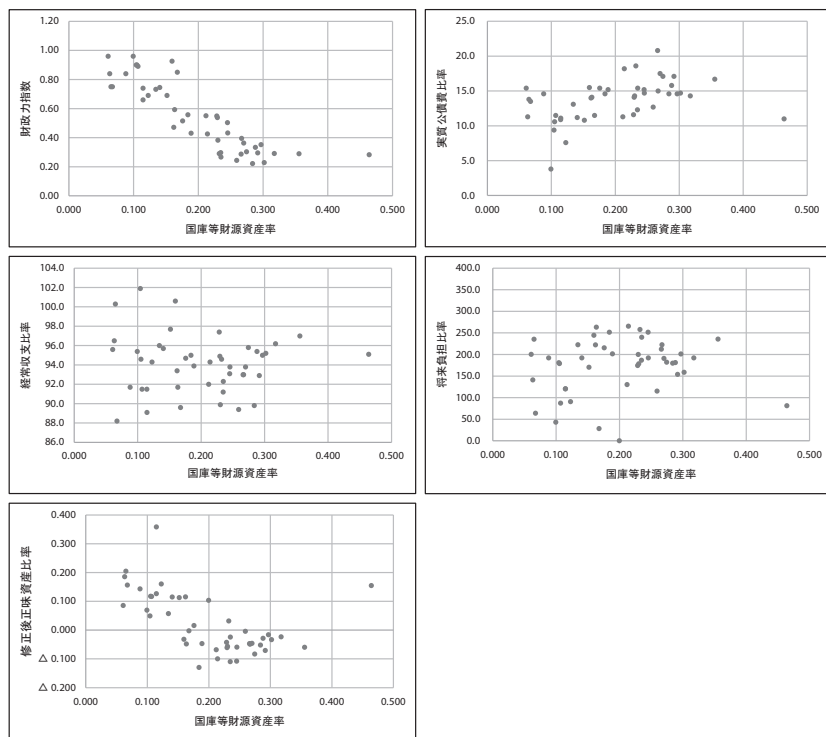
## 6. 結果

国庫等財源資産率の平均値は0.200、標準偏差は0.0885であった。この結果は、地方公共団体において、平均的には2割程度の資産は国庫補助金等を原資として取得されているものの、その割合は地方公共団体間でばらつきが存在することを示している。各財務健全性指標とのピアソンの積率相関係数（以降、単に相関係数と表記する）及びプロットを次に示す。

表1 国庫等財源資産率と各財務健全性指標との相関係数

財政力指数	実質公債費比率	経常収支比率	将来負担比率	修正後正味資産比率
-0.858	0.423	-0.047	0.149	-0.559

図1 国庫等財源資産率と各財務健全性指標とのプロット



## 7. 考察

表1及び図1から、国庫等財源資産率は、複数の財務健全性指標と相関を示すことがわかる。具体的には、財政力指数及び修正後正味資産比率と負の相関を示し、実質公債費比率及び将来負担比率と正の相関を示す。財政力指数及び修正後正味資産比率は、高いほど財務健全性が高いとされる指標であり、実質公債費比率及び将来負担比率は高いほど財務健全性が低いとされる指標である。従って、本稿の結果は、財務健全性が低い地方公共団体ほど国庫等財源資産率が高くなることを示唆しており、H1を強く支持するとともに、H2を棄却するものである。

ここで、国庫等財源資産率と各財務健全性指標との相関の強度の差異に注目し、詳細な検討を行うため、FisherのZ変換を活用して<sup>(7)</sup>相関係数に信頼区間を付与し、差異の有意性を判定する。図2は、各相関係数の絶対値を棒グラフで表示し、95%信頼区間をエラーバーで表示したものである。破線は、国庫等財源資産率と財政力指数との相関係数の信頼区間の下限を示す。

図2 国庫等財源資産率と各財務健全性指数との相関係数及び信頼区間

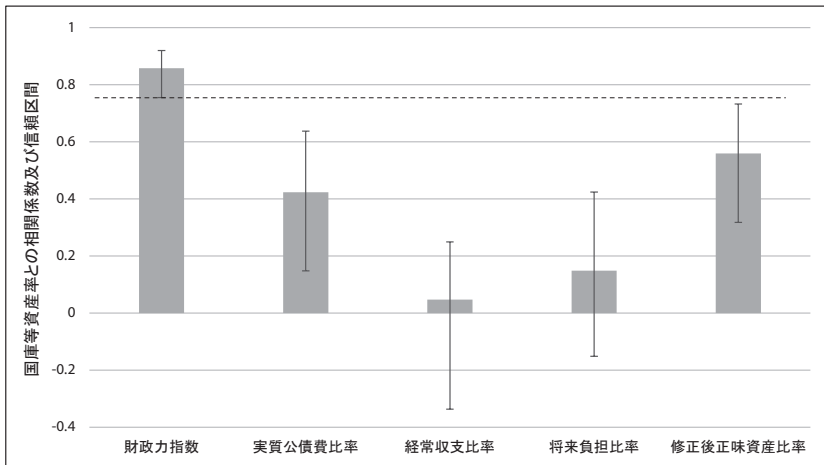


図2から、次のことがわかる。国庫等財源資産率と財政力指数との相関係数（絶対値）の信頼区間の下限は、実質公債費比率、将来負担比率及び修正後正味資産比率との相関係数（絶対値）の信頼区間の上限を上回るため、財政力指数との相関は、他の指標との相関よりも有意に強い。一方で、実質公債費比率、将来負担比率、修正後正味資産比率との相関係数は、信頼区間がそれぞれ重複し、有意な差がない。この結果は、本稿で分析対象とした5つの財務健全性指標のうち、財政力指数は、他の指標よりも国庫等財源資産率と有意に強い関連性を有することを示している。

(7) 詳細な議論は、岩田（1983，243頁）等を参照。

財政力指数は、地方公共団体の基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、低いほど、当該団体の財政需要のうち当該団体の収入で措置できる割合が低く、自主財源に乏しい団体であることを示す。総務省は、団体間の自主財源の不均衡を調整するために地方交付税交付金を算定して各団体に交付するが、算定の根拠となる指数がこの財政力指数である。

地方交付税は、「本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば『国が地方に代わって徴収する地方税』」（総務省ホームページ「地方交付税制度の概要」）であり、地方交付税制度は、わが国の地方公共団体の基礎的財政条件の不均衡の調整制度である。先述のとおり、財政力指数は、地方公共団体における地方交付税交付金の受領前の財務健全性を示す指標であるのに対し、他の指標は、地方交付税交付金を受領した後の財務健全性を示す指標である。したがって、財政力指数は、他の指標と異なり、地方交付税交付金制度による財源調整前の財務健全性を示すという大きな特徴がある。国庫等財源資産率が財政力指数と最も強く相関を示す事実は、国庫等財源資産率が、地方交付税制度による調整後の財務健全性ではなく、調整前の財務健全性、いわゆる基礎的財政条件と最も強く関連性を有することを示している。

ここで、財政力指数が低い地方公共団体には地方交付税交付金が多く交付されるのだから、国庫等財源資産率が高くなることは自明のことにも思えるかもしれない。しかしながら、地方交付税交付金は「地方固有の財源」であり一般財源と同等のものとして取り扱われ、当該交付金を活用してインフラストラクチャーを取得した場合、当該金額は国庫等財源資産率の分子である公共施設整備国庫補助金等には計上されない（公共施設整備一般財源等に計上される）から、国庫等財源資産率は上昇しない。地方交付税交付金は、本稿で定義する国の関与の範囲を拡大しない調整制度なのである。

つまり、本稿の結果は、基礎的財政条件が悪い（財政力指数が低い）地

地方公共団体は、財源調整のため多くの地方交付税交付金を受領し、当該受領は国庫等財源資産率に影響しないものの、一方で、地方交付税交付金以外の国庫補助金等も多く受領し、その蓄積により国庫等財源資産率が上昇したものと解すべきである<sup>(8)</sup>。

従来、地方公共団体間の財政不均衡は地方交付税交付金で調整されるものとされ、基礎的財政条件の優劣が地方自治に与える影響は十分に議論されてこなかった。しかしながら、本稿の結果から、基礎的財政条件が悪い団体は、国庫等財源資産率が上昇し、国の意思決定の影響を強く受けるとともに、自治行政上の自由度が低くなることが明らかになった。（下線は筆者による。）この結論は、わが国の地方自治のあり方を考えるうえで、大変重要なものである。

本稿の議論は、公会計財務諸表情報の有用性を検討するため、複式簿記・発生主義の導入に伴う国庫等財源資産率の測定可能性に注目したことが出発点であった。それでは、従来の現金主義のデータから本稿の結論を導くことはできるのだろうか。この検証のため、総務省が毎年取りまとめて公表している現金主義の決算データ「決算統計」から同様の結論を導出可能かどうか、分析を試みる。

決算統計中には、国庫等財源資産率の分子に用いたストック情報である公共施設整備国庫補助金等と同じ意味を持つ項目は含まれていない。類似項目として、フロー情報である「国庫支出金（普通建設事業費支出金）」が含まれているため、これを代替として用いる。決算統計中には、国庫等財源資産率の分母に用いた資産合計と同じ意味を持つ項目も含まれていないため、代替として、資産合計と同様に、一般に地方公共団体の規模に応じて金額が大きくなるフロー情報「歳入合計」を用いる。すなわち、ストック指標である国庫等財源資産率に対し、フロー指標として

(8) なお、本稿の相関分析の結果は、因果関係を特定するものではないことに注意が必要である。基礎的財政条件が悪い地方公共団体は、積極的に国庫補助金等を申請するインセンティブを有する一方で、基礎的財政条件が悪い地方公共団体に対して積極的に支出されるように制度設計されている国庫補助金等が影響している可能性もある。中山間地域に限定して活用可能な補助金制度などがその典型例である。

普通建設事業費支出金比率 = 普通建設事業費支出金 / 歳入合計

を定義し、財務健全性に係る既存指標との相関分析を行った。その結果、普通建設事業費支出金比率との相関係数の絶対値が0.5を超えた既存指標は財政力指数のみであり、相関係数 $= -0.56$ であった。したがって、普通建設事業費支出金比率—財政力指数間の相関は、国庫等財源資産率—財政力指数間の相関（相関係数 $= -0.858$ ）よりも弱いものであることがわかる。両相関係数の差は、有意水準5%で有意であった。この結果は、基礎的財政条件は、フロー指標（普通建設事業費支出金比率）よりもストック指標（国庫等財源資産率）と強い関連性を持つ（つまり、公会計財務諸表上のストック情報は、決算統計上のフロー情報よりも基礎的財政条件との関連性が明確に反映されている）ことを示唆しており、国の関与の範囲の測定可能性という観点での公会計財務諸表情報の有用性をさらに裏付けるものである。

## 8. おわりに

従来、地方自治法による狭義の関与の定義及びその制約の明文化に基づく法律的・制度的な議論により、国と地方は対等・協力的な関係にあるものとされ、国の関与の団体間の差異はこれまで言及されてこなかった。本稿は、公会計財務諸表を用いて広義の関与が及ぶ範囲を定量化することで、国から受ける広義の関与の範囲は地方公共団体間で大きな差があり、地方交付税交付金受領前の基礎的財政条件を示す財務健全性指標である財政力指数が低い地方公共団体ほど、国庫等財源資産率が上昇し、国から広義の関与を受ける範囲が大きいことを明らかにした。この結果は、国の法律制定や政策決定の影響が、基礎的財政条件が悪い地方公共団体に対してより大きく及び、自治行政の自由度を低減することを示唆する。

わが国においては、従来、地方公共団体間の財政不均衡は地方交付税交付金で調整されるものとされ、基礎的財政条件の優劣が地方自治に与える影響は十分に議論されてこなかった。その意味で本稿の結論は、公共経済

学的に重要な知見を与えるものであり、従来の「国と地方は対等」との画一的な議論に大きな進展をもたらすものであるとともに、第1次地方分権改革で確立されたとされる国と地方との対等性は、今なお完全とは言えず、特に基礎的財政条件が悪い地方公共団体に関して、さらなる対等性確立のための施策の必要性を示唆するのである。公会計財務諸表が有する国の関与の測定可能性を明らかにすることで、その意義の確立に寄与するものである。

## 謝辞

本研究は科学研究費補助金 (JSPS KAKENHI Grant Number JP19K23214) 及び京都大学みずほ証券企業金融寄付講座研究奨励金の交付を受けて行ったものである。

## 参考文献

- 岩田 暁一 (1983) 『経済分析のための統計的方法』東洋経済新報社。
- 小泉 祐一郎 (2011a) 「国の自治体への関与の改革の検証と今後の課題 (上) - 分権型の政府間関係の構築に向けて -」『自治総研』通巻397号, 42-66頁。
- 小泉 祐一郎 (2011b) 「国の自治体への関与の改革の検証と今後の課題 (下) - 分権型の政府間関係の構築に向けて -」『自治総研』通巻398号, 42-63頁。
- 鈴木 博 (1999) 「地方分権の推進による地域経済の活性化-重要性増す地方公共団体の役割-」『農林金融』12月号, 824-842頁。
- 総務省 (2014) 『今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書』総務省公表資料。
- 総務省 (2015a) 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」総務省通知 (平成27年1月23日総財務第14号)。
- 総務省 (2015b) 「財務書類等活用の手引き」『統一的な基準による地方公会計マニュアル』総務省公表資料 (平成27年1月23日)。

内閣府（2015）「地方分権改革のこれまでの歩み」内閣府公表資料。

西尾 勝（2007）『地方分権改革』東京大学出版会。

日本公認会計士協会（2013）「公会計基準設定スキームの構築に向けて～海外事例の調査とそれを踏まえた提言～」『公会計委員会研究報告』第19号。

原 俊雄（2005）「公会計の企業会計化に関する再検討」『会計検査研究』第32号，11－22頁。

原口 健太郎（2017）「公会計財務諸表分析による地方公共団体の財務健全性の測定」『会計検査研究』第55号，117－132頁。

丸茂 雄一（2009）「国の地方公共団体への関与－職務執行命令訴訟と国地方係争処理委員会－」『GRIPS Policy Information Center Discussion Paper』第09-18号，1－21頁。

村上 裕一，小磯 修二，関口 麻奈美（2017）「『地方創生』は北海道に何をもたらしたか：道内自治体調査の結果とその分析を通して」『年報 公共政策学』第11号，119－137頁。

GASB（1999）Basic Financial Statements - and Management's Discussion and Analysis - for State and Local Governments, *Statement No.34 of the Governmental Accounting Standards Board*.

## 参考ホームページ

総務省「地方交付税制度の概要」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouhu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html)（2017年12月24日参照）。

総務省「平成24年度地方公共団体の主要財政指数一覧」

[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H24\\_chiho.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H24_chiho.html)（2016年5月19日参照）。

総務省「平成24年度都道府県決算状況調」

[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h24\\_todohuken.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h24_todohuken.html)（2016年5月19日参照）。



総務省「平成24年度市町村別決算状況調」

[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h24\\_shichouson.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h24_shichouson.html)（2016年5月19日参照）。